

県連共済の給付内容

科目	共済事由	給付金額	在籍期間	備考			
傷病 見舞金	労災事故、交通事故、私傷病など、 すべての傷病が対象 (待期間間は20日・休業21日 目から)	入院・1日3,000円 60日迄 通院・1日1,500円 40日迄 最低補償額10,000円	2年以上	医療機関の証明書 など。入・通院併 給の給付日数限度 は60日			
		最低補償額10,000円	2年未満				
臓器提供 見舞金	骨髄移植または臓器移植(肝臓・ 腎臓)のドナーとなったとき	30,000円	登録月の翌 月1日から	骨髄バンクが発行 する証明書又は医 師の証明書			
死亡 弔慰金	組合員の死亡	50,000円	3年以上	・死亡診断書、 ・埋(火)葬許可 証、又は抹消され た住民票 (本人以外の場合 は組合員との続柄 が確認できる書 類)			
	配偶者の死亡	30,000円	3年未満				
	親の死亡 (実父母・養父母・継父母・組合 員と同居している義父母)	20,000円	登録月の翌 月1日から				
	子供の死亡 (組合員と同居している子供)	10,000円					
住宅災害 見舞金	火災、落雷、破裂、爆発、航空機 の墜落、車両の飛び込みなど	全焼(壊)70%以上 1,000,000円	登録月の翌 月1日から	・消防署などの証 明書 ・住宅の被害状況 がわかるもの (住宅災害の写 真、住宅修理の見 積書や領収書のコ ピー、新聞に掲載 された記事など)			
		半焼 (壊)			50%以上 900,000円		
					30%以上 700,000円		
		一部焼 (壊)			20%以上 500,000円		
					10%以上 300,000円		
					5%以上 200,000円		
	自然災害 (災害救助法発令の災害 にも給付)	風水害等			全壊	300,000円	公的機関の罹災証 明書又は被害証明 書
					半壊	150,000円	
		地震等			一部壊	30,000円以内	
					床上浸水	150,000円以内	
同居親族の死亡	全壊	100,000円	100,000円				
	半壊	50,000円					
	一部壊(損害額20 万円超)	10,000円					
結婚祝金	組合員の結婚	30,000円	登録月の 翌月1日から	婚姻届受理証明 書、または戸籍謄 (抄)本			
出産祝金	組合員又はその配偶者の出産	10,000円	登録月の 翌月1日から	住民票か 医師の証明			
脱退 餞別金	円満脱退、60歳以上	20,000円	10年以上	所属組合の証明			
		40,000円	20年以上				
		80,000円	30年以上				
	円満脱退、60歳未満	20,000円	20年以上				
		40,000円	30年以上				

- 【注】 1. 掛金月500円、組合に加入した月の2か月後の1日以後に発生した共済事由により発行します。
 2. 給付金は組合員指定口座へ直接振込みとなります。なお、給付金の請求権は2年の時効で消滅します。
 3. 住宅災害見舞金の給付区分は公的機関の罹災証明と異なる場合があります。(自然災害は全労済の規定による)
 ※他に、兵庫県建設労働組合連合会が全労済と提携し、全労済の共済商品をパック化した任意の「けんせつ共済」もあります。